

## 北九州市子ども総合センター 一時保護所第三者評価報告書

業務名	北九州市子ども総合センター一時保護所第三者評価業務		
履行場所	北九州市子ども総合センター 定員 40名		
業務実施日	調査	令和 3年 1月13日(水) 14日(木)	
	結果報告会	令和 3年 3月 9日(火)	

### 評価日程・訪問調査：2日間

1日目 1月13日(水) 9:00~17:00	
9:00~9:10	評価日程の確認など
9:10~12:00	自己評価項目についての聞き取り
12:00~13:00	昼食 一時保護所の食事 書類点検など
13:00~13:45	2名 新人(2~3年)及びベテラン職員(聞き取り職員を除く)
13:45~16:00	自己評価項目についての聞き取り
16:00~17:00	評価者すりあわせ 評価内容等の確認
17:00~18:00	引き継ぎ、申し送りへの参加
2日目 14日(木) 8:30~12:00	
8:30~9:00	引き継ぎ、申し送りへの参加
9:00~11:00	自己評価項目についての聞き取り 記録等の閲覧
11:00~11:30	評価者すりあわせ 評価内容等の確認
11:30~12:00	意見交換、今後の流れの確認 評価説明会日程など

### 結果報告会

3月9日(火) 13:00~14:30
評価結果に基づき、グループに分かれ意見交換

福祉・保健の評価機関  
特定非営利活動法人 **あいおらいと**  
〒689-0331 鳥取県鳥取市気高町浜村 342 番地  
TEL 0857-77-3640

## 1. 業務の目的

平成28年6月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、子どもが権利の主体であることが明記され、児童相談所が行う一時保護についても、子どもの権利擁護を図るための取組が求められている。第三者評価を通じ、一時保護児童の権利擁護と一時保護所運営の質の向上を図る。

## 2. 一時保護所

[職員]			
保護係長	1名	児童指導員	12名（うち会計年度職員6名）
児童福祉司	1名	保育士	11名（うち会計年度職員8名）
心理司	1名（会計年度職員）	学習指導員	2名（会計年度職員）
看護師	2名（会計年度職員）	医師（嘱託）	1名

## 3. 一時保護所第三者評価項目 58項目 あいおらいと

	内 容	項目数
第Ⅰ部	子ども本位の養育・支援	14項目
第Ⅱ部	一時保護の環境及び体制整備	15項目
第Ⅲ部	一時保護所の運営	23項目
第Ⅳ部	一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	6項目

※評価項目について

平成30年度一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）（三菱UFJリサーチ&コンサルティングの報告書）を基に、64項目 → 58項目 5部構成から4部構成とし、一時保護の開始及び解除手続きについては、各項目へ分散した。

## 4. 判断基準

- ・判断基準の評価は○、△、×（スペース）で評価します。
- ・各評価項目は「判断基準」の評価結果を踏まえ、以下の4段階にて評価を行います。

評価ランク	評価基準
s	他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
a	よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b	「a」に向けた取組みの余地がある状態
c	「b」以上の取組みとなることを期待する状態

## 北九州市こども総合センター 一時保護所第三者評価結果

### 総 評

#### <評価すべき点>

##### 1 多種職の配置とチームワークのよさ

一時保護所の職員配置は、児童指導員、保育士、看護師、学習指導員、心理司が配置され充実した職員体制となっています。職員は、それぞれの職種の専門性を活かしチームワークのもと支援が行われています。

##### 2 理念と子どもの権利擁護の重視

平成19年に一時保護所入所児童用「子ども人権ノート」、平成23年に「一時保護所理念」が策定されました。「子ども人権ノート」には子どもが安全、安心して一時保護所で生活するために必要なことが記載されています。また、「一時保護所理念」は一時保護の支援の道標として、毎週の引継ぎ会議や一時保護所会議において唱和し、行動指針として職員に周知されています。

##### 3 第三者評価の取り組み

令和元年度に、「一時保護所ガイドライン」の策定を受け、児童相談所全体で外部講師により「一時保護に関する」研修が開催されました。今年度は一時保護所第三者評価を受審し、一時保護所の質の向上に取り組んでいます。今後も継続して自己評価や第三者評価の受審が行われることに期待します。

#### <今後期待すべき点>

##### 1 子どもの権利を守る

被措置児童等虐待並びに権利侵害の予防と対応については、現在マニュアルの作成を計画しています。今後、被措置児童等虐待のマニュアルの整備が必要です。また、私物の点検を職員だけが行うことや子どもを呼ぶ際に敬称を付けないことについて、子どもがどのように感じるのかなど検討に期待します。

##### 2 各種マニュアルの検討と整備

職務や子どもへの支援についての各種マニュアルが策定されていますが、まとまったものではありません。今回の第三者評価を機に総合的なマニュアルの策定が検討されています。今後、一時保護所の業務全体がわかるような「北九州市こども総合センター一時保護所マニュアル」の策定に期待します。

##### 3 組織体制の充実

管理者は保護係長となっており、リーダーシップを発揮し一時保護所の運営に努めています。また、必要な専門職が配置され、個別対応職員は係長の補佐を行うなど、適切な体制づくりが行われています。今後はより、職員ごとの専門性や目標設定の取り組み等により、支援の質の向上、並びに組織力の強化を期待します。

評価結果 各項目のコメントについては別紙

I 子ども本位の養育・支援		評価
No.1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	b
No.2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	b
No.3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	b
No.4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	b
No.5	保護解除について、子どもや保護者に対して適切に説明し、合意を得ているか	b
No.6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	b
No.7	子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	b
No.8	外出、通信、面会、行動等は適切に行われているか	a
No.9	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	b
No.10	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	b
No.11	特別な配慮が必要な子どもへの対応が適切に行われているか	b
No.12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育支援を行っているか	b
No.13	子どものプライバシーへの配慮が行われているか	b
No.14	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	b
No.15	子どもからの聴き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	b
II 一時保護の環境及び体制整備		評価
No.16	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	b
No.17	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	b
No.18	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	b
No.19	管理者（一時保護所の長）としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	a
No.20	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	b
No.21	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	b
No.22	情報管理が適切に行われているか	b
No.23	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	b
No.24	職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	a
No.25	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	b
No.26	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	a
No.27	子どもの所属する機関と適切な連携が行われているか	b
No.28	医療機関との連携が適切に行われているか	a
No.29	警察や司法機関との連携が適切に行われているか	a
No.30	施設や里親等との連携が図られているか	a
III 一時保護所の運営		評価
No.31	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	a
No.32	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	b
No.33	緊急保護は、適切に行われているか	a

No.34	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	a
No.35	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	b
No.36	食事が適切に提供されているか	b
No.37	子どもの衣服は適切に提供されているか	b
No.38	子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか	a
No.39	子どもの健康管理が適切に行われているか	a
No.40	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	b
No.41	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	a
No.42	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	a
No.43	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	b
No.44	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	a
No.45	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
No.46	重大事件に係る触法少年や身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っている	b
No.47	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	a
No.48	健康上配慮が必要な子どもや障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b
No.49	災害発生時の対応は明確になっているか	a
No.50	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	a
No.51	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	b
No.52	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	b
IV	一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	評価
No.53	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	b
No.54	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	a
No.55	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	b
No.56	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	b
No.57	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	a
No.58	観察会議が適切に実施されているか	b